

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、別表に掲げる「審査会が公開すべきと判断した部分」については公開をするべきであるが、その余の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年3月11日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「18年度小売・卸売商業安定化事業補助金、食鳥副産物有効利用促進事業補助金、とちく場等衛生確保対策事業補助金に関する申請から支払いまで実績報告などすべての書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年3月25日、実施機関は、本件請求に係る公文書を別表に掲げる文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、その内容について検討した結果、それぞれ同表に掲げる「実施機関の決定で非公開とされた部分」が条例第8条第2号に該当すると判断し、当該部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年3月31日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年4月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という）に対して当該異議申立てにつき、諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全部公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

(1) 本件処分は、条例第8条第2号に該当しないにもかかわらずなされたもので違法である。

(2) 本件公文書を公開する必要性

協業組合（以下「本件法人」という。）は、あくまで私企業であるが、補助金以外にも中小企業高度貸付金などの多額の公金が投入されている。

したがって、本件法人の補助事業に関する情報の公開は、補助金支出の必要性、補助金支給基準の妥当性の検証に当たり必要であり、徳島県が県政の諸活動を県民に説明する県の責務を果たす上でも、公開が強く求められている。

(3) 法人の印影

本件法人は、化製業者として県内のみならず県外小売、卸売事業者、食鳥処理場、食肉センター等と取引があり、また、事業の遂行過程、取引に関する文書や対外関係を処理するのに必要な書類の作成において、多数回にわたり法人の印章を使用していると考えられる。

したがって、多数の取引先ないし取引先企業の従業員らに広く知れ渡ることを容認していると考えられるから、これを開示しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものには該当しない。

(4) 事業種目及び区分ごとの金額

(ア) 事業種目ごとの金額

事業種目ごとの金額は、補助金支給の必要性、補助金支給基準の妥当性の検証に直接必要な情報であり、公共性が高く開示の必要性が高い。

平成13年度包括外部監査によれば、本件法人においては、県外関連事業が県内関連事業を大きく上回っていて、事業計画書、事業変更計画書、事業実績書に記載された各部門の所要経費は、損益計算書の営業損益における売上原価あるいは販売管理・一般管理のごく一部に過ぎず、これらが開示されたとしても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものには該当しない。

(イ) 経費負担区分の金額

公共性が高く、これらが開示されたからといって本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものには該当しない。

(ウ) 支出における区分ごとの金額

事業種目ごとの金額同様、支出における区分ごとの金額が明らかになったからといって、本件法人の個々の取引先や取引の種類、取引単価、取引量などの詳細が明らかになるわけではない。助成金収入についても、助成金の支出先及びその内訳等はまったく明らかでない。

加えて、本件法人の全体的な売上高、売上単価、販売費・一般管理費、営業利

益は勿論、県内関連事業におけるレンダリング部門、フェザーミール部門、製油精製部門の売上高、営業利益、利益率も知ることさえできない。

したがって、これらを開示しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものには該当しない。

(5) 金融機関名、支店名、振込口座種類、口座番号及び口座名義人

印影同様、広く知れ渡ることを容認していると考えられ、これを開示しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものには該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 補助金について

小売・卸売商業安定化事業費補助金（以下「本件補助金」という。）は小売卸売り業者の販売加工処理過程において生じる畜産副産物等の適正処理に要した経費の一部に対し補助しているものであり、排出された畜産副産物等は補助対象業者の事業種目（レンダリング部門、フェザーミール部門、精油精製部門）において三部門に分かれて処理されている。

2 条例第8条第2号（法人に関する情報）の該当性について

(1) 法人の印影について

商業登記法第12条第1項において、代表者の印鑑に係る印鑑証明書の交付を請求できる者を、印鑑を登記所に提出した者に限定している。すなわち、基本的には、代表者の印影は商業登記法上保護されていると解され、みだりに公開することによりその保護を失わせることで法人の正当な利益を害するおそれがあると判断し非公開とした。

補助金の適正な支出の正当性の確認という観点において、本件法人住所、法人名、代表者名など最低限必要な情報は公開しており、法人の印影については、必ずしも必要な情報ではないと判断した。

そして、本号ただし書を適用すべき情報とはいえないことから、本号に該当すると判断したものである。

(2) 事業種目ごとの所要経費、補助金、補助事業者負担分及び区分ごとの金額

本件補助金と、本件請求において本件補助金とともに請求対象となった食鳥副産物有効利用促進事業補助金及びと畜場等衛生確保対策事業補助金の情報を組み合わせ、さらに包括外部監査で明らかとなっている県内県外比率により、本件法人全体における事業種目ごとの製造原価の推測が可能となる。

本件補助金は、公益性の高い事業であるという政策判断から実施しており、その

補助金を積算するため、本件法人から入手した情報であり、広く一般に当然には知り得る情報ではない。これをみだりに公開することは、本件法人における競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

本件法人の根拠法である中小企業団体の組織に関する法律（以下「中小企業組織法」という。）は、組合員が組合理事に対して、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等の決算関係書類の閲覧又は謄写を求める権利について規定（第5条の2第3項）しているものであり、組合員にとっては当然の権利であり、組合員以外の者に同じ権利があるわけではない。

(3) 金融機関名、支店名、振込口座種類、口座番号及び口座名義人

銀行口座に関する取引金融機関名、預金種目、口座番号、口座名義等は本件法人が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、これらの情報は外部に対しては、本件法人の事業活動において取引先のみには通知しているもので、一般に公開することを容認しているものではなく、本件法人にかかわりなく広く一般に公開することは、法人に不利益を与えることが考えられる。

補助金の適正な支出の正当性の確認という観点においても、必要な情報ではないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、小売業、卸売業の安定化に資するため、小売、卸売り事業者の販売、加工処理過程において生じる副産物等の適正処理に要する経費の一部に対し、化製業者に補助金を交付することを定めた小売・卸売商業安定化事業費補助金交付要綱に基づき、本件法人が平成18年度に本件補助金の交付を受けるために実施機関へ提出した書類及び実施機関が本件補助金の交付事務のため、職務上作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

なお、平成18年度において実施機関は本件補助金以外にも食鳥処理場から排出される食鳥副産物及び食肉センター等の食肉生産過程で発生する残さ物の適正処理に要する経費の一部に対し、食鳥副産物有効利用促進事業補助金及びと畜場等衛生確保対策事業補助金（以下「その他補助金」という。）を本件法人に対し交付しており、当該事務処理に係る文書を保有している。

2 本件公文書の構成及び非公開部分について

(1) 本件公文書の構成は別表の「公文書の件名及び文書名」欄のとおりである。

本件公文書のうち1は「補助金交付申請書」、「事業計画書」及び「収支予算書」、本件公文書のうち2及び3は「支出負担行為決議書」及び「交付決定通知書」、本件公文書のうち4は「補助事業変更承認申請書」、「変更事業計画書」及び「収支

予算書」、本件公文書のうち5及び6は「支出負担行為変更決議書」及び「変更交付決定通知書」、本件公文書のうち7は「実績報告書」及び「事業実績書」、本件公文書のうち8は「小売・卸売商業安定化事業費補助金の額の確定について」、本件公文書のうち9は「支出命令書」及び「請求書」からなる。

(2) 実施機関の決定で非公開とされた部分は別表の「実施機関の決定で非公開とされた部分」欄のとおりである。

ア 本件公文書のうち1の「補助金交付申請書」、本件公文書のうち4の「補助事業変更承認申請書」、本件公文書のうち7の「実績報告書」及び本件公文書のうち9の「請求書」における「法人代表者の印影」(以下「法人代表者の印影」という。)

イ 本件公文書のうち1の「事業計画書」、本件公文書のうち4の「変更事業計画書」及び本件公文書のうち7の「事業実績書」における「事業種目ごとの「所要経費並びに経費負担区分の補助金及び補助事業者負担分」の金額」、「事業種目ごとの「所要経費の変更前及び変更後並びに経費負担区分の補助金の変更前及び変更後並びに経費負担区分の補助事業者負担分の変更前及び変更後」の金額」及び「事業種目ごとの「所要経費並びに経費負担区分の補助金及び補助事業者負担分」の金額」(以下「事業種目ごとの金額」という。)

ウ 本件公文書のうち1の「収支予算書」、本件公文書のうち4の「収支予算書」及び本件公文書のうち7の「事業実績書」における「2.支出の部の区分(内容)ごとの「本年度予算額、前年度予算額及び比較」の総額及び内訳」、「2.支出の部の区分(内容)ごとの「変更後予算額、変更前予算額及び比較」の総額及び内訳」及び「2.支出の部の区分(内容)ごとの「本年度決算見込額及び本年度予算額」の総額及び内訳」(以下「区分ごとの総額及び内訳」という。)

エ 本件公文書のうち9の「支出命令書」及び「請求書」における「金融機関コード、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名義」及び「金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名義」(以下「口座番号等」という。)

3 本件法人について

本件法人は化製場等に関する法律に基づく化製場設置の許可を得て、畜産副産物等を原材料として動物性油脂や動物性蛋白質等を製造する化製事業を主事業とする協業組合である。

協業組合は中小企業組織法に基づき、4人以上の事業者により組合員の生産、販売その他の事業活動を統合、企業規模を適正化し、共同利益を増進することを目的として設立される法人である。

中小企業等を構成員とする組織としては、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等各種組合があるが、協業組合は組合自体が独立の事業主体となること、また、出資の制限や議決権の平等、加入脱退の自由等の組合原則が緩和されていること等営

利法人である会社に近い運営が可能である。そして、税制上においても、いくつかの優遇措置の対象となるものの、基本的には会社等と同様に普通法人として取り扱われている。

4 条例第8条第2号の該当性について

(1) 条例第8条第2号について

本号の趣旨は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較考量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

また、「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものであり、例として、生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

一方で、補助金の交付は県民の税金である公金を特定の相手方に対し、反対給付を求めることなくなされる行為であって、県民に対する説明責任という観点から、強く透明性が求められるものである。

本条本号の該当性の判断にあたっては、事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められるか否かを厳格に判断しなければならない。

(2) 「法人代表者の印影」について

ア 協業組合がその設立等の登記を行う場合、登記申請書に代表者が記名押印しなければならないこととされており（中小企業組織法において準用する商業登記法第17条第2項）、当該登記申請書に押印する代表者の印鑑は登記所に提出しなければならないこととされている（同法第20条第1項）。

さらに、当該印鑑の印影が記載された印鑑証明書の交付を請求することができるのは、原則として、当該印鑑を登記所に提出した者に限定されている（同法第12条第1項）。

これら一連の規定は、法人代表者の印影の偽造・冒用により法人をとりまく取引関係の安全性が害されることを防止する趣旨と解される。

そうすると、一般的な飲食業者等のように不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの代表者の印影等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような特段の事情のない限り、法人代表者の印影は、法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であると認められるものであり、法人の意思にかかわらず公開することは、法人の自律性への不当な侵害となるおそれがあり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

イ そこで、本件印影を見た場合、本件法人において、登記所に提出した印鑑の印影であり、官公庁への補助金や許認可の申請、社会保険関連手続き及び銀行での手続きに必要な場合に限定して使用されていることが認められる。

よって、本件法人において、その印影が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているなどといった特段の事情は認められない。

ウ 以上により、法人代表者の印影については、本号本文に該当する。

そして、法人代表者の印影が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要とは認められず、本号ただし書に該当しない。

したがって、本件法人代表者の印影が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 「事業種目ごとの金額」及び「区分ごとの総額及び内訳」について

ア 一般に法人の財務情報は、信用能力や財政状況等経営の実態を如実に反映するものであり、とりわけ製造販売を業とする法人にとって、製品の製造に要する経費である製造原価に係る情報は、法人の生産技術、生産能力など法人の競争力を凝縮した情報といえることができるのであって、経済活動を営む法人にとって、法人の市場における競争上の地位を支える根幹的情報であり、法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する利益を有する情報といえることができる。

よって、法人の製造原価に係る情報は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、特段の事情のない限り、原則として本号本文に該当する。

イ そこで本件情報を見た場合、事業種目ごと及び区分ごとにそれぞれ該当する金額が記載されている。事業種目ごとの金額は区分ごとの内訳の集計結果であり、区分ごとの総額と一致する。

ウ 区分ごとの内訳は、原料購入費、人件費、光熱費、車輛運送費、設備補修費、消耗部品費、減価償却費、諸雑費及び助成金収入の各経費で構成されており、本件法人が小売り、卸売り事業者から収集した畜産副産物等を原材料として、チキン・ポークミールやフィッシュミール、油脂等の製造に要した経費の詳細である。

エ 本件法人は、県内分と県外分の原材料を同一の施設で処理し、原料購入費以外の経費を施設全体で支出しているため、記載された各経費のうち、原料購入費は実際の購入金額であるが、原料購入費以外の経費は、県内の小売、卸売り事業者から収集した原材料が県外を含めて収集した全原材料の数量に占める割合で施設全体の経費を按分して推計したものである。

オ 「事業種目ごとの金額」及び「区分ごとの総額」について

(ア) 上記のとおり事業種目ごとの金額及び区分ごとの総額を構成する内訳のうち、原料購入費は実際の購入金額であるが、原料購入費以外の経費は推計に過ぎない。

当該総額等は補助金の算定上存在する情報であって、本件法人の県内分・県外分を合わせた化製事業全体の製造原価が推計され、県内事業における現実に製造に要した経費が明らかになる等の製造原価の実態を表すものではない。

そして、部門間での経費の多寡の比較を可能ならしめるにとどまる程度の情報であって、法人の内部管理情報ではあるが、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報ということとはできない。

(イ) 以上により、事業種目ごとの金額及び区分ごとの総額については、本号本文に該当しない。

よって、本件事業種目ごとの金額及び区分ごとの総額が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

カ 助成金収入を除く「区分ごとの内訳」について

(ア) 上記のとおり内訳を構成する各経費は、補助金の交付を受けるために算定された金額であるが、当該金額にその他補助金の金額を加え、他に公表されている県内分・県外分の原材料比率を用いることにより、本件法人の県内分・県外分を合わせた化製事業全体の製造原価をレンジリング部門等の部門別の各経費ごとに推計することができ、さらに当該推計を用いて部門別の原料購入単価や部門別の原材料数量当たりの製造原価等を推測することが可能となるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある法人の内部限りにおいて管理されるべき情報ということができる。

(イ) また、これらの情報を用いて、同業他社が本件法人に不利な対抗価格を設定し、原料購入先や製品販売先が価格交渉を行うことにより、本件法人が不利益を被る可能性も否定することはできない。

(ウ) そして、本件法人の根拠法である中小企業組織法において、組合員及び組合の債権者に対し、組合が閲覧等に供しなければならない決算関係書類等に記載

される情報に該当せず、本件法人が特に公表している事実も認められない。

(I) 以上により、助成金収入を除く区分ごとの内訳については、本号本文に該当する。

そして、本件内訳が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要とは認められず、本号ただし書に該当しない。

したがって、本件内訳が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

キ 「区分ごとの内訳」のうち助成金収入について

(ア) 当該助成金収入は社団法人 〇〇が実施する、肉骨粉等製造事業者が畜産副産物のレンダリング処理及び適正な焼却処分を行うのに必要な経費の一部を補助する肉骨粉適正処分緊急対策事業により、本件法人が交付を受けた補助金(以下「BSE補助金」という。)の金額であり、本件補助金においては、公的な資金が二重に交付されることのないよう実施機関はBSE補助金を補助対象経費から控除している。

(イ) BSE補助金は肉骨粉等の製造数量及び肉骨粉等の焼却数量にそれぞれ定められている補助単価を乗じた金額を合算することにより算定され、本件法人の製造原価と直接関係を有さず、製造原価を推測させる情報にも該当しない。

そして、他の情報公開決定において、当該BSE補助金の算定基礎及び総額が既に公開されているが、本件助成金収入と組み合わせても、助成金収入の内訳が部門別で明らかになるに過ぎないことから、法人の内部管理情報ではあるが、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報ということとはできない。

(ウ) 以上により、助成金収入については、本号本文に該当しない。

よって、本件助成金収入が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

(4) 「口座番号等」について

ア 一般に法人の振込先金融機関名、預金種目、口座番号等は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、これらの内部管理情報につき、法人は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。また、上記のような金融情報は、第三者に知られることによって、悪用され、法人の金融上の営業秘密等が流出してしまうおそれもある。

法人代表者の印影同様、一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような特段の事情のない限り、法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であると認められるものであり、法人の意思にかかわらず公開することは、法人の自律性への不当な侵害となるおそれがあり、その権

利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

イ そこで、本件口座番号等を見た場合、本件法人が実施機関に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定し記載されたものであり、当該公文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたということが出来る。

そして、本件法人が口座番号等の開示について、相手方を限定して情報を管理している実態が認められ、また、本件法人が多数の取引先ないし取引先企業の従業員らに広く知れ渡ることを容認しているとの異議申立人の主張は立証する事実を確認できなかった。

よって、本件法人において、その口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているなどといった特段の事情は認められない。

ウ 以上により、口座番号等については、本号本文に該当する。

そして、口座番号等が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要とは認められず、本号ただし書に該当しない。

したがって、本件口座番号等が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

第6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

補助金支出は公金の支出であるとともに、法令上の義務ではなく、実施機関の広範な裁量に基づき実施されるものである。このため、実施機関は県民に対する説明責任を果たすことが求められており、保有情報はでき得る限り公開することが望ましい。

ところが、上記「審査会の判断」で述べたように、現行では補助金支出に関する情報は法人の内部管理情報として一部非公開とせざるを得ない結果となっている。

実施機関におかれては、県民に開かれた県政の推進の観点から、補助金支出のさらなる透明性を確保するための仕組みを早急に検討されたい。

第8 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 4月25日	諮問
6月10日	実施機関からの理由説明書を受理
6月23日	異議申立人からの意見書を受理
7月25日	審議（第57回審査会）
8月25日	審議（第58回審査会）
10月 1日	審議（第59回審査会）
11月 4日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第60回審査会）
12月 3日	実施機関からの口頭理由説明、審議 （第61回審査会）
平成21年 1月14日	審議（第62回審査会）
2月10日	審議（第63回審査会）
3月12日	審議（第64回審査会）

別表

	公文書の件名及び文書名	実施機関の決定で非公開とされた部分	審査会が公開すべきと判断した部分
1	補助金交付申請書 ・ 補助金交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書	「法人代表者の印影」 「事業種目ごとの「所要経費並びに経費負担区分の補助金及び補助事業者負担分」の金額」 「2. 支出の部の区分(内容)ごとの「本年度予算額、前年度予算額及び比較」の総額及び内訳」	「事業種目ごとの「所要経費並びに経費負担区分の補助金及び補助事業者負担分」の金額」 「2. 支出の部の区分(内容)ごとの「本年度予算額、前年度予算額及び比較」の総額及び助成金収入」
2	支出負担行為決議書		
3	交付決定通知書		
4	補助事業変更承認申請書 ・ 補助事業変更承認申請書 ・ 変更事業計画書 ・ 収支予算書	「法人代表者の印影」 「事業種目ごとの「所要経費の変更前及び変更後並びに経費負担区分の補助金の変更前及び変更後並びに経費負担区分の補助事業者負担分の変更前及び変更後」の金額」 「2. 支出の部の区分(内容)ごとの「変更後予算額、変更前予算額及び比較」の総額及び内訳」	「事業種目ごとの「所要経費の変更前及び変更後並びに経費負担区分の補助金の変更前及び変更後並びに経費負担区分の補助事業者負担分の変更前及び変更後」の金額」 「2. 支出の部の区分(内容)ごとの「変更後予算額、変更前予算額及び比較」の総額及び助成金収入」

	公文書の件名及び文書名	実施機関の決定で非公開とされた部分	審査会が公開すべきと判断した部分
5	支出負担行為変更決議書		
6	変更交付決定通知書		
7	実績報告書 ・ 実績報告書 ・ 事業実績書	「法人代表者の印影」 「事業種目ごとの「所要経費並びに経費負担区分の補助金及び補助事業者負担分」の金額」 「2. 支出の部の区分(内容)ごとの「本年度決算見込額及び本年度予算額」の総額及び内訳」	「事業種目ごとの「所要経費並びに経費負担区分の補助金及び補助事業者負担分」の金額」 「2. 支出の部の区分(内容)ごとの「本年度決算見込額及び本年度予算額」の総額及び助成金収入」
8	小売・卸売商業安定化事業費補助金の額の確定について		
9	支出命令書 ・ 支出命令書 ・ 請求書	「金融機関コード、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名義」 「法人代表者の印影」 「金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名義」	